

新「会社法」に係る税務上の検討事項

2024年1月

第5号

摘要

2023年12月29日、全国人民代表大会常務委員会にて「中華人民共和國会社法」改訂案(以下、「新会社法」)が可決されました。新会社法では、会社の資本制度、コーポレートガバナンス構造、「董監高」(董事、監事、高級管理職)の職責及びプロセスの簡素化等の観点で重要な改訂を行い、2024年7月1日より正式に施行されます。これは、1993年の会社法公布以来初となる全面的な改訂となります。PwC中国では2024年「中国税務ニュースフラッシュ」第2号にて、今回改訂される重要条項について法務の観点から解説を行いました。

新会社法の公布に伴い、納税者の目線として、一連の改訂による税務上の影響に留意しなければなりません。本号では、新会社法の施行後に生じる可能性のある影響を税務の観点から解説します。

詳細

変更点①企業における出資引受規定の改訂

1.1 借入利息の損金算入

新会社法では、有限責任会社の全株主が引き受けた出資額について、全株主は会社定款の規定に従い、会社設立の日から5年以内に全額を払込まなければならないと規定しています。現行会社法では登録資本引受制を採用し、一部の業種を除き、基本的に払込期限について要求せず、株主による自主決定に委ねられていました。そのため、今回の改訂は、会社法が引受制から期限付き払込制へ改正されたことを意味します。

国税函[2009]312号の規定によると、企業投資者が期限までに払込みが必要となる資本額について払込未了となっている場合、当該企業の対外借入により発生した利息は、企業投資者による払込済資本額と期限までに払込みが必要な資本額の差額として計算され支払う利息に相当するものとし、損金算入してはなりません。当該規定は、主に期限までに満額が出資されないことに起因する支払利息を想定したものであり、企業投資者が出資義務を規定通りに履行しないことに起因する場合、当該支払利息を企業が負担すべきではありません。現行会社法において払込期限は企業投資者が自ら決定しているため、上記通達における借入支払利息の損金算入制限を回避するため、実務において企業投資者は十分に長い払込期限を設けることで、「期限までに払込むべき資本額の払込未了」の状況に抵触することを回避できました。しかしながら新会社法では、会社設立の日から5年以内に、企業投資者が引き受けた出資額について満額の払込みが未了であることは、「期限までに払込むべき資本額の払込未了」の状況に該当します。会社の定款にて、5年より短い払込期限を規定している場合、規定した払込期限をもって正とします。以上を踏まえ、各社におかれては、出資の払込み及び借入の状況、確定申告時に規定を満たさない支払利息について税務上の加算調整が必要であるか特に注視する必要があると考えます。

1.2 税金の未納に起因する会社株主の出資金事前払込の可能性

新会社法では、払込義務の期限繰上条項を規定しています。企業が満期到来債務を返済できない場合、企業または満期到来債権の債権者は、すでに出資を引受けながらもその出資期限がまだ到来していない株主に対し、出資額の期限を繰り上げて払込むよう要求する権利を有します。これは、税務局が債権者として、企業が期限までに納税できない場合、税金未納企業について、出資を引き受けながら払込期限がまだ到来していない株主に対し出資額を繰上げて払込みを行うよう要求する権利を持つことを意味します。

納税者による税金の未納状況に関して、「中華人民共和国税収徴収管理法」では、納税の命令、延滞金及び罰科金の追徴、並びに銀行に通知し銀行預金から税額を徴収する強制措置を規定しています。このような措置の前提は、納税者が抛出可能な財産を依然として保有していることにあります。従い、企業納税者が既に抛出可能な財産を保有していない場合、新会社法が規定する払込義務の期限繰上条項により、税務局はより多くの税額追徴手段を有することになると考えます。

1.3 払込未了持分の譲渡に係る税務上の影響

新会社法では、株主が出資を引受けながら出資期限が到来していない持分を譲渡した後、譲受者が期限内に出資額を満額払込まない場合、譲渡者は譲受者が期限通り払込みを行わなかった出資額について補充責任を負うと規定されています。株主が期限内に出資の払込みをしていない持分を譲渡した場合、譲渡者は譲受者とともに、出資が不足する範囲内で連帯責任を負います。

上記規定は、出資期限未到来部分の持分を譲渡した場合の費用の損金算入に関して譲渡者に不確実性をもたらします。具体的な実務上の論点は、以下の通りです。

- 譲渡者が上記の補充または連帯責任により、譲渡済み持分に対し払込み未了となっている出資引受部分を払込む場合、当該出資部分は譲渡者の生産経営に関連する合理的支出として損金算入が認められるのか。
- 持分譲渡原価の一部と認定することで、持分譲渡所得を再計算し税還付を要求できるのか。

株主が実際に払込みをしていない持分を譲渡する場合、補充または連帯責任に起因する潜在的な税務リスクを慎重に考慮する必要があります。

変更点②減資規定の追加と精緻化

新会社法では、企業の登録資本金の減少は、全株主による持分比率に応じた按分での減資を原則とし、別途規定がある場合は特定の株主の保有分のみを対象とした減資ができると規定しています。

2.1 払込未了の出資に対する減資の税務上の影響

企業が払込未了の出資に対して減資を行う場合、企業は株主に減資対価を実際に支払う必要はなく、企業の純資産は減少しません。このような減資では通常、税務上の影響は生じません。

2.2 払込済みの出資に対する減資の税務上の取り扱い

企業が払込済みの出資部分について減資を行う場合、企業株主及び個人株主には企業所得税法及び個人所得税法における各規定がそれぞれ適用されます。

- 企業株主に対する企業減資の税務処理は、国家税務総局公告[2011]34号を主に参照します。同公告によると、投資企業が投資先企業から投資額を引き上げる、または減少させて取得する資産のうち、初期投資に相当する部分については、投資の回収として認識しなければなりません。払込資本の減資比率に基づき計算し、投資先企業の累計未処分利益及び累計利益剰余金に相当する部分は、配当所得として認識しなければなりません。残余部分は、投資資産譲渡所得として認識します。
- 個人株主に対する企業減資の税務処理は、国家税務総局公告[2011]41号を主に参照します。同公告によると、個人株主の投資先企業からの減資所得は、財産譲渡所得に基づき税務処理を行います。換言すれば、企業株主の所得税処理とは異なり、個人株主の減資では「段階的」な税務処理方法を採用せず、投資回収、配当及び財産譲渡の順番でその課

税所得額を計算する必要はありません。なお、国家税務総局公告[2014]67号に定める持分譲渡収入が顕著に低く且つ正当な理由がない場合(例: 申告した持分譲渡収入が持分に対応する純資産持分を下回る等)、主管税務局は持分譲渡収入を査定する可能性があります。

全株主による持分比率に応じた按分での減資及び特定の株主の保有分のみを対象とする減資におけるアレンジメントは、税務の観点からそれぞれ異なる影響を及ぼす可能性があります。一般的には、全株主による持分比率に応じた按分での減資は比較的複雑ではなく、株主の持分比率は減資前後で変化しないことから想定される税務リスクは限定的で、払込資本金の減少のみの場合、株主投資原価の回収とみなされ納税は不要となります。ただし特定の株主の保有分のみを対象とする減資では、その他株主の出資金額は変わらず、減資後に株主間の持分比率には一定の変化が生じます。このような減資を行う背景・理由は通常複雑であり、株主間で減資金額及び減資後の持分比率をどのように決定するかにより、その企業所得税及び個人所得税の処理に影響します。状況毎に個別に分析する必要があり、株主は潜在的な税務リスクを下げるため、主管税務局と適切な税務処理方法を協議するよう検討する必要があると考えます。

変更点③関連者の連帯責任

現行会社法では、企業が法人としての独立した地位及び株主有限責任を濫用し、債務の回避を行い、企業債権者の利益を重大に毀損する場合、企業債務に対して連帯責任を負わなければならないと規定しています。新会社法ではこれを基礎として、株主が支配する2社以上の会社を利用して債務を回避した場合、各社はいずれか1社の債務について連帯責任を負うと、さらに踏み込んで規定しています。

実務において、一部の株主は複数企業の設立を通じて、関連者間取引を行い事業及び資産の移転、脱税を行う等の事例が生じています。ただし現行会社法では、企業と株主間の癒着しか規定していません。現行会社法の規定では、税務局が株主の独立した地位及び株主有限責任を濫用し、債務を回避していると証明できたとしても、株主のみに対する責任追及となり、株主が支配するその他関連者に直接責任を追及することができませんでした。新規定では、企業間の横断型の癒着において株主が支配するその他企業に対しても責任を追及する法的根拠を与えており、税務局はより多くの追徴手段を有することになります。

このほか、株主が支配するその他企業が、「連帯責任」を負うことで経済的利益の流出が実際に発生した場合、当該部分の支出は「企業所得税法」第八条で規定している「実際に発生した収益取得に関する合理的支出」に該当しない可能性が高いため、損金算入ができないリスクが生じます。各社におかれては、関連者による連帯責任の負担がもたらす税務リスクに注視する必要があると考えます。

変更点④簡易登記抹消手続の追加

新会社法では、簡易登記抹消手続を追加しています。新会社法によると、企業の存続期間において債務が発生しない、または全債務をすでに弁済している場合、全株主の承諾を経て、規定に則り簡易手続を通じて会社登記を抹消することができます。同時に企業は簡易手続を通じて会社登記を抹消できるものの、債務に対する承諾が真実でない場合、株主は登記抹消前の債務について連帯責任を負わなければなりません。

簡易登記抹消手続に係る条項により、会社の登記抹消に必要な時間が大幅に短縮される一方、税務局が登記抹消済みの企業の株主に対して企業の未納税金を追徴となる可能性について、多くの納税者の関心を集めています。実務において、株主による「承諾が真実でない」ことをどのように判断するかについて、依然として一定の議論の余地があります。株主が承諾した時点では企業の帳簿上に未払税額はなく、株主及び経営者も課税所得の過少申告を認識していなかったものの、税務局が簡易登記抹消後に企業に過少申告、または課税所得の申告漏れがあると認定した場合、株主による「承諾が不実」である状況に該当するのか、このほか、現地税務局が税務登記抹消企業の存続期間における脱税行為を発見した際、税務登記抹消済みの企業に税務登記を戻すよう要求した個別事案があり、当該要求に法的根拠の裏付けが十分にあるか否かは議論の余地があります。新会社法では、登記抹消済み企業の株主に企業の未納税金を追徴する権利を、税務局に付与しています。そのため、登記抹消手続を開始

する前に、全面的な税務コンプライアンスチェックを行い適時に是正することにより、株主または企業自身にもたらされる潜在的な税務リスクの低減を検討することも推奨されます。

変更点⑤非貨幣性出资方式の追加

新会社法では、持分及び債権による出资方式を追加しています。税務の観点から見ると、このような非貨幣性出資は各状況に応じて様々な税務上の影響をもたらします。

企業所得税の観点から見ると、財税[2014]116号の規定に基づき、企業は非貨幣性資産で外部に投資を行う場合、非貨幣性資産の公正価値から税務上の簿価基準額を減じた後の金額に基づき、非貨幣性資産譲渡所得を認識しなければなりません。この非貨幣性資産譲渡所得は、5年に分けて均等に課税所得額を認識計上することができます。特殊性税務処理の条件を満たす場合、財税[2009]59号または財税[2014]109号に基づき繰延納税処理を適用することもできます。

個人所得税の観点から見ると、財税[2015]41号に基づき、個人が非貨幣性資産で投資を行う場合、非貨幣性資産の公正価値から資産の取得原価等を減じた後の金額に基づき、所得を認識しなければなりません。納税者は一括納税が困難な場合、5年に繰延べて個人所得税を分割納付することができます。

増値税の観点から見ると、財税[2016]36号に基づき、企業の上場企業株式での出資は金融商品の譲渡に該当し、6%の増値税を納付しなければなりません。

株主は実際の出資形式に基づき、納税のタイミング及び税務コストを総合的に考慮しなければなりません。

変更点⑥企業合併手続の簡素化規定の追加

新会社法では、企業合併手続の簡素化規定を追加しています。具体的には、企業が90%以上の持分を保有する企業と合併する、または企業合併の支払対価が当該企業の純資産の10%を上回らない場合、別途規定する状況を除き、株主総会決議を経る必要はありません。企業合併手続の簡素化が、企業の再編活動を促進するよう期待されます。

税務の観点では、企業合併が関連条件を満たす場合、各税目の優遇処理を享受できる可能性があります。企業所得税面では、財税[2009]59号に基づき、企業合併が特殊性税務処理の条件を満たす場合、事業の承継に係る譲渡損益を繰り延べることが可能となります。増値税面では、企業合併により行われる資産譲渡を通じて、これに係る貨物、不動産、土地使用権の譲渡が条件を満たす場合、増値税の不課税処理を適用できる可能性があります。このほか契約税、土地増値税、印紙税も、企業合併に係る優遇処理があります。各税目の優遇処理の適用条件は様々であることから、各社におかれては、企業合併の計画段階で税務上の影響を総合的に検討することが推奨されます。

まとめ

「会社法」の改訂は、企業の事業、投資及び再編等による税務処理及び企業の税務コストに影響し、税務リスクを引き起こす可能性があります。一方、同時に、これらの変化は税務の最適化を見直す機会でもあります。各社におかれては、改訂された条項の理解を基礎として、税務リスクを事前に検討し、コンプライアンス処理を強化するとともに、税務局と十分なコミュニケーションを行い、必要に応じて専門家とも相談することが望まれます。

お問い合わせ

当刊行物で言及されている問題が、貴社の事業にもたらす影響についてさらなる検討を要望される場合、私どもまでご連絡ください。

李尚義
PwC 中国税務主管パートナー
PwC 中国南部及び香港地区税務主管パートナー
TEL: +86 (755) 8261 8899
Email: charles.lee@cn.pwc.com

庄子男
PwC 中国税務市場主管パートナー
TEL: +86 (21) 2323 2580
Email: spencer.chong@cn.pwc.com

陳志希
PwC 中国北部税務主管パートナー
TEL: +86 (10) 6533 2022
Email: rex.c.chan@cn.pwc.com

任穎麟
PwC 中国中部税務主管パートナー
TEL: +86 (21) 2323 2518
Email: alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏
PwC 中国南部税務主管パートナー
TEL: +852 2289 5616
Email: jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

PwC 中国税務・ビジネスコンサルティング企業監督管理チーム

王景
PwC 中国税務・ビジネスコンサルティング
企業監督管理パートナー
TEL: +86 (10) 8553 1566
Email: jing.jm.wang@cn.pwc.com

蔣亮
PwC 中国税務・ビジネスコンサルティング
企業監督管理パートナー
TEL: +86 21 2323 8873
Email: liang.l.jiang@cn.pwc.com

賀墨亭 (Martyn Huckerby)
程偉賓弁護士事務所*アジア太平洋地域競争法事業責任者
TEL: +852 2833 4918
Email: martyn.p.huckerby@tiangandpartners.com

*程偉賓弁護士事務所は、独立した香港の弁護士事務所であり、PwC ネットワークのメンバーファームです。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿において、「中国」または「中国大陸」とは、中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2024 年 1 月 29 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
TEL: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

最新のビジネス上の課題に関する実務に即した知見とソリューションは、弊社の中国ウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港ウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2024 PwC. 著作権所有。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。

© 2024 程偉賢律師事務所。著作権所有。程偉賢律師事務所は独立した香港弁護士事務所を指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.tiandangpartners.com

各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

新《公司法》引发的税务思考

二零二四年一月
第五期

摘要

2023年12月29日，全国人大常委会审议通过了《中华人民共和国公司法》修订案（新《公司法》）。新《公司法》在公司资本制度、公司治理结构、董监高职责及简化流程等方面作出了重要修订，并自2024年7月1日起正式施行。这是《公司法》自1993年首次颁布以来一次最为全面的修订。普华永道 [2024年第2期《中国税务/商务新知》](#) 就此次修订的重要条款从法律层面进行了解读。

随着新《公司法》的颁布，纳税人也需要关注到一些修订条款带来的税务影响。本期《中国税务/商务新知》将从税务层面解析新《公司法》实施后可能产生的影响，并提出建议。

详细内容

变化一：修订企业认缴出资的规定

1.1 借款利息支出的税前扣除限制

新《公司法》规定，有限责任公司全体股东认缴的出资额由股东按照公司章程的规定自公司成立之日起五年内缴足。这与原《公司法》的规定有所不同。原《公司法》采用注册资本认缴制，除少数行业之外，基本上所有公司均对实缴期限不做要求，交由公司股东自行决定。这意味着《公司法》由认缴制改为限期实缴制。

根据国税函[2009]312号文规定，凡企业投资者在规定期限内未缴足其应缴资本额的，该企业对外借款所发生的利息，相当于投资人实缴资本额与在规定期限内应缴资本额的差额应计付的利息，不得税前扣除。这一规定的出台主要是考虑到未在规定期限内足额出资导致的借款利息支出，是企业投资人未按规定履行出资义务导致的，不应由企业来承担。在原《公司法》下，由于实缴期限由投资人自行决定，实践中企业投资者可以通过设置足够长的实缴期限来避免触发“规定期限内未缴足其应缴资本额”的情况，以避免上述文件对借款利息扣除的限制。然而，新《公司法》下，自公司成立之日起五年内，投资者认缴的出资额未到位，就属于“规定期限内未缴足其应缴资本额”的情况。若公司章程约定了比五年更短的实缴期限，则以约定的实缴期限为准。鉴于此，企业需要格外关注认缴出资和借款的情况，是否需要在汇算清缴时纳税调增不符合规定的利息支出。

1.2 欠税可能导致公司股东提前缴纳出资

新《公司法》规定了实缴义务加速到期条款。如果公司不能清偿到期债务，公司已到期债权的债权人，有权要求已认缴出资但未届出资期限的股东提前缴纳出资。这意味着，税务机关作为债权人，若企业到期未能够缴纳税款，有权要求欠税企业已认缴出资但未届缴资期限的股东提前缴纳出资。

关于纳税人欠税的情况，《税收征管法》规定了责令缴纳、加征滞纳金与罚款、以及通知银行从其存款中扣缴税款等强制措施。采取这类措施的前提是，纳税人仍有可供执行的财产。因此，当企业纳税人已无可执行的财产时，新《公司法》规定的实缴义务加速到期条款，为税务机关提供了更多税款追缴的手段。

1.3 转让未实缴股权的税务影响

新《公司法》规定，股东转让已认缴出资但未届出资期限的股权后，如果受让人未按期足额缴纳出资，转让人对受让人未按期缴纳的出资承担补充责任；股东转让未按规定日期缴纳出资的股权，转让人与受让人在出资不足的范围内承担连带责任。

上述规定给转让方在股权转让交易后承担出资责任费用的税前扣除带来了不确定性。具体来说，如果转让方由于上述补充或者连带责任为已转让股权缴纳了剩余的认缴出资部分，这部分出资是否能认定为企业与生产经营相关的合理的支出，从而被允许税前扣除？或者是否能认定为股权转让成本的一部分，从而重新计算股权转让所得并要求退税？股东转让未实缴股权时应谨慎考虑承担补充或连带责任导致的潜在税务风险。

变化二：新增及细化企业减资规定

新《公司法》规定，公司减少注册资本以全体股东等比例减资为原则，另有规定的可以定向减资。

2.3 未缴出资减资的税务影响

企业对未实缴出资部分进行减资的情况下，公司无需向股东实际支付减资对价，公司净资产未减少。这类减资通常不产生税务影响。

2.4 已缴出资减资的税务处理

企业已缴出资减资的情况下，企业股东和个人股东分别适用企业所得税法和个人所得税法下不同的规定：

- 公司减资对于企业股东的税务处理主要参考国家税务总局公告〔2011〕34号文。根据该文件，投资企业从被投资企业撤回或减少投资，其取得的资产中，相当于初始出资的部分，应确认为投资收回；相当于被投资企业累计未分配利润和累计盈余公积按减少实收资本比例计算的部分，应确认为股息所得；其余部分确认为投资资产转让所得。
- 公司减资对于个人股东的税务处理，主要参考国家税务总局公告〔2011〕41号文。根据该文件，个人股东从被投资企业减资所得按照财产转让所得进行税务处理。换言之，不同于企业股东的所得税处理，个人股东减资不采用“分段”税务处理方法，无需按照投资收回、股息分配和财产转让的顺序计算其应纳税所得额。同时，如果涉及国家税务总局公告〔2014〕67号文“股权转让收入明显偏低且无正当理由的”（如申报的股权转让收入低于股权对应的净资产份额），主管税务机关可能会核定股权转让收入。

公司等比例减资和定向减资的不同安排，可能产生不同的税务影响。一般来说，等比例减资的安排较为简单，股东减资前后的持股比例保持不变，涉及的税务风险较小，若仅减少实收资本，通常被认为是单纯的股东投资成本收回而无需纳税。但定向减资的情况下，部分股东减资而其余股东出资金额不变，减资后股权比例会发生一定变化。企业定向减资的背景原因一般比较复杂，股东之间如何确定减资金额及减资后的股权比例，会影响其企业所得税和个人所得税的处理，需要针对个案分析，股东也可与主管税务机关沟通合适的税务处理方式以减少潜在的税务风险。

变化三：关联公司的连带责任

原《公司法》规定，公司股东滥用公司法人独立地位和股东有限责任，逃避债务，严重损害公司债权人利益的，应当对公司债务承担连带责任。新《公司法》在此基础上，进一步规定，股东利用其控制的两个以上公司逃避债务的，各公司应当对任一个公司的债务承担连带责任。

实践中，一些股东通过设立多家公司，构建关联交易来转移业务和资产、逃避缴纳税款，希望能够“金蝉脱壳”。但是，原《公司法》仅规定了公司与股东之间的穿透。根据原《公司法》的规定，即使税务机关能证明公司股东滥用公司法人独立地

位和股东有限责任，逃避债务，只能向股东追责，无法直接向股东控制的其他关联公司追责。新规定实现了公司法人之间的横向穿透，成为追究股东控制的其他公司责任的法律依据，为税务机关追缴税款提供更多途径。

此外，若股东控制的其他公司因承担“连带责任”而实际发生了经济利益的流出，那么这部分支出很可能不属于《企业所得税法》第八条明确的“实际发生的与取得收入有关的、合理的支出”，因而面临不能税前扣除的风险。企业需要关注关联公司承担连带责任带来的税务风险。

变化四：新增简易注销程序

新《公司法》增加了简易注销情形。根据新《公司法》，公司在存续期间未产生债务，或者已清偿全部债务的，经全体股东承诺，可以按照规定通过简易程序注销公司登记。同时，公司通过简易程序注销公司登记，但股东对债务清偿承诺不实，则应当对注销登记前的债务承担连带责任。

一方面，简易注销条款将大大缩短公司注销所需的时间；另一方面，随着公司注销过程的加速与简化，税务机关向已注销公司股东追征公司所欠税款的案例引发更多纳税人的关注。实践中，如何判定股东“承诺不实”仍存在一定争议。如果股东在承诺的当下，企业帐上没有应缴税款，股东和管理层也没有发觉有少申报应税收入，但税务机关在简易注销后认定企业曾经有少申报、漏申报应税所得的，是否属于股东“承诺不实”的情形？此外，我们了解到个别基层税务机关发现已税务注销企业存续期间发生偷漏税行为，也曾要求已税务注销的企业恢复税务登记，但这一要求是否有足够的法规依据支撑值得商榷。无论如何，新《公司法》赋予税务机关向已注销企业的股东追缴企业所欠税款的权利。从企业的角度，建议在开始注销程序之前，开展全面的税务自查，及时更正，避免对股东或企业本身带来的潜在的税务风险。

变化五：新增非货币性出资方式

新《公司法》新增了股权和债权两类出资方式。从税务角度，非货币性出资视不同情况会产生不同的税务影响。

企业所得税角度，根据财税〔2014〕116号文的规定，企业以非货币性资产对外投资，应按非货币性资产的公允价值扣除计税基础后的余额，确认为非货币性资产转让所得。这项非货币性资产转让所得可分五年均匀计入应纳税所得额。符合特殊性税务重组条件的，也可以选择依据财税〔2009〕59号或财税〔2014〕109号文享受递延纳税。

个人所得税角度，根据财税〔2015〕41号文，个人以非货币性资产投资，应按非货币性资产的公允价值减除资产原值及合理税费后的余额确认所得。纳税人一次性缴税有困难的，可递延五年分期缴纳个税。

增值税角度，根据财税〔2016〕36号文，企业以上市公司股票出资，属于转让金融商品，应按6%缴纳增值税。

投资者应根据实际出资的形式，综合考虑纳税时点及税务成本。

变化六：新增简化公司合并的规定

新《公司法》新增简化公司合并的规定。具体而言，公司与其持股百分之九十以上的公司合并，或公司合并支付的价款不超过本公司净资产百分之十的，可以不经股东会决议，另有规定的除外。显然，简化公司合并的程序有利于促进企业的重组活动。

从税务角度，企业合并符合相关条件的有机会享受各税种的优惠税务处理。企业所得税方面，根据财税〔2009〕59号文，若企业合并符合特殊性税务处理条件，可享受递延纳税。增值税方面，通过企业合并实现的整体资产转让，其中涉及的货物、不动产、土地使用权转让符合条件的有机会适用增值税不征税处理。此外，契税、土地增值税、印花税针对企业合并也有特殊优惠待遇。各税种优惠的适用条件不同，建议企业在计划公司合并的阶段，就将其税务影响提前综合纳入考量。

注意要点

《公司法》修订引发的法律事项的变化，很可能对企业的业务、投资和重组等方面的税务处理产生连锁效应，继而影响企业的税务成本，带来税务风险；但与此同时，这些变化也蕴含了税务优化的机会。鉴于此，建议企业在了解所涉及的修订条款的基础上，提前考虑相关税务风险，强化合规处理，寻求税务优化机会，与税务机关保持充分沟通，必要时咨询专业人士。

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系：

李尚义
普华永道中国税务主管合伙人
普华永道南部及香港地区税务主管合伙人
+86 (755) 8261 8899
charles.lee@cn.pwc.com

庄子男
普华永道中国税务市场主管合伙人
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

陈志希
普华永道中国北部税务主管合伙人
+ 86 (10) 6533 2022
rex.c.chan@cn.pwc.com

任颖麟
普华永道中国中部税务主管合伙人
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

倪智敏
普华永道中国南部税务主管合伙人
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

普华永道中国税务及商业咨询公司及监管团队

王景
普华永道中国税务及商业咨询公司及监管合伙人
+86 (10) 8553 1566
jing.jm.wang@cn.pwc.com

蒋亮
普华永道中国税务及商业咨询公司及监管合伙人
+86 (21) 2323 8873
liang.l.jiang@cn.pwc.com

贺墨亭 (Martyn Huckerby)
亚太区竞争法业务负责人，程伟宾律师事务所*
+852 2833 4918
martyn.p.huckerby@tiangandpartners.com

*程伟宾律师事务所是一家独立的香港律师事务所，且为普华永道网络成员。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2024年1月29日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2024 普华永道。版权所有。普华永道乃指普华永道网络及/或普华永道网络中各自独立的成员机构。详情请浏览 www.pwc.com/structure。

© 2024 程伟宾律师事务所。版权所有。程伟宾律师事务所是一家独立的香港律师事务所。详情请浏览 www.tiangandpartners.com。